

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第59条第9項
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条（運搬証明書の記載事項の変更）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係（電話 097-536-2131）
備 考：